

平成28年度公定価格の国家公務員給与改定に伴う補正について

（公定価格の算定方法）

公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

（国家公務員給与改定に伴う公定価格の取り扱い）

- ・平成28年度の国家公務員給与の改定に応じて、公定価格の平成28年度単価表を改定予定。
（保育士及び幼稚園教諭等人件費 + 1.3%程度）
- ・財源は第三次補正予算（H29.1.31可決成立）において確保。
- ・本年度に実施する国家公務員給与の改定に伴う公定価格の改定は、平成29年度からの公定価格の設定にあたっては、引き継がれることになる。

（実施時期）

平成28年4月1日（遡及適用）

（参考：平成28年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容）

- ① 俸給表の水準を引上げ
- ② 勤勉手当の引上げ（0.1月分）